

## IASB 補足文書「金融商品：減損」に対する意見

平成 23 年 4 月 7 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、金融危機に対する国際会計基準審議会（IASB）の継続的な努力に敬意を表すとともに、補足文書「金融商品：減損」（以下「本補足文書」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

金融商品の減損については、その実務に与える影響も極めて大きいことから、本補足文書における論点だけでなく、他の論点についても IASB によって実行可能性の観点からも十分な検討がなされ、2011 年 6 月のプロジェクト期限までに最終基準が公表されることを希望する。

### 全般

#### 質問 1

補足文書に示した減損の認識に関するアプローチはこの弱点（すなわち、信用損失の認識の遅れ）に対処していると考えるか。そう考えない場合、提案されているモデルをどのように修正すべきだと考えるか。その理由は何か。

#### 【コメント】

対処していると考える。なお、最低引当金額（フロアー）の設定に関して懸念があり、懸念については質問 9 に対するコメントを参照されたい。

### 範囲 オープン・ポートフォリオ

#### 質問 2

本補足文書で提案している減損モデルは、オープン・ポートフォリオと同様に、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品について、少なくとも運用可能であるか。賛成又は反対の理由は何か。

本補足文書は提案しているアプローチがオープン・ポートフォリオに適合しているかどうかに関する意見を求めるものであるが、両審議会は、単一の資産及びクローズド・ポートフォリオに関する適合性についてのコメント及びすべての関連する金融資産について単一の減損アプローチとすることがどのくらい重要かに関するコメントも歓迎する。

#### 【コメント】

運用可能である。

しかしながら、本補足文書は、公開草案（以下「ED」という。）の当初の手法をオープン・

ポートフォリオに適用する困難性から開発した適用可能な手法であり、クローズド・ポートフォリオについては引続き ED の当初の手法を原則として適用し、今回補足文書で提案された減損モデルは例外的手法として位置付けるべきと考える。なお、実行可能性の観点からは、本補足文書の規定が適用可能な範囲の明確化を含め、より実務的なガイダンスが必要と考える。

## 信用損失の認識の区分

### 質問 3

「グッドブック」の中の金融資産については、上述のようなアプローチで減損引当金を認識することが適切であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 【コメント】

同意する。

コーポレート向け貸出金の平均貸出期間が1年から3年であり、また、「いずれか高い方」のテストにより予見可能な将来（12か月以上）の最低引当金額（フロアー）も計上を要求されているため、正常な貸出先に必要な減損引当金は設定可能であると考え。なお、フロアーの設定については懸念があり、質問9に対するコメントを参照されたい。

### 質問 4

提案している期間比例配分の減損引当金算定のアプローチは運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

#### 【コメント】

本補足文書によった場合、予想信用損失の発生時期に偏りが生じる懸念があるが、本補足文書が対象とするオープン・ポートフォリオ・ベースで管理する企業として、貸付金及び負債性金融商品を大量に保有している金融機関を想定していると仮定すれば、予想信用損失の発生時期の偏りの問題はあまり重視する必要はないとも考えられるため、賛成する。

一方で、提案されている第4項の、中間財務諸表作成時についても予想信用損失の見積りをすべて更新しなければならないとする要件については、作成者にとって運用上の困難性が予見される。また、減損引当金算定における当初予想損失の見積りや予測可能な将来における予想損失の見積り方法について具体的な解説があれば、監査の検証可能性の観点からもより実効性が高まると考える。

## 質問 5

提案しているアプローチは意思決定に有用な情報を提供するか。そうでないとすれば、提案をどのように修正するか。

### 【コメント】

有用な情報を提供すると考えるが、質問 4 に対するコメントに記載のとおり、運用の困難性が予見される。

## 質問 6

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」)を区別するという要求は、明確に記述されているか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと明確に記述できるか。

### 【コメント】

明確に記述されていると考える。

## 質問 7

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」)を区別するという要求は、運用可能あるいは監査可能なものか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと運用可能あるいは監査可能にできるか。

### 【コメント】

監査可能と思われるが、例えば我が国のように、銀行等金融機関の規制の上で貸出金分類に類似の用語を使用している国や地域があり、それらの国においてはグッドブックとバッドブックの意味が異なって理解される可能性がある。会計基準としては、特定の業界の規制上の規準に関わらず、企業の信用リスク管理目的の実態を反映する設定を行うべきである。

また、グッドブックとバッドブックのより追加的な定義があれば、運用もより明確となる。特に、金融資産(又は金融資産のグループ)の回収可能性が不確実となり、当該資産又はグループに関する企業の信用リスク管理目的が、債務者から定期的な支払を受けることから当該金融資産の全部又は一部の回収へと変化した場合についての例示が必要と考える。少なくとも、債務のリストラクチャリングが行われた場合は、バッドブックに該当することを明示すべきである。

## 質問 8

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ(すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」)を区別するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、どのような要求事項を提案するか。その理由は何か。

### 【コメント】

同意する。

## 最低限の減損引当金

### 質問 9

両審議会は、このモデルで要求されることとなる最低引当金額(フロアー)についてコメントを募集している。特に、次の論点についてである。

- (a) 「グッドブック」に関する減損引当金についてフロアーを要求するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) これに代えて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある状況にのみ、「グッドブック」に関する減損引当金についてのフロアーを企業に要求すべきだと考えるか。
- (c) 賛成の場合、さらに最低引当金額を予見可能な将来(12 か月以上)に発生が予想される損失を基礎として算定すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、最低引当金額をどのように算定するのがよいか。その理由は何か。
- (d) 予見可能な将来に関して、予想損失の見積りを作成する際に考慮した期間は、経済状況の変化に基づいて変化するか。
- (e) 予見可能な将来の期間(信用減損モデルの目的上の)は、通常は 12 か月以上の期間だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。回答の根拠となるデータ(これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む)を示していただきたい。
- (f) 予見可能な将来の期間が通常は 12 か月以上の期間であることに賛成の場合、比較可能性を高めるために、「フロアー」の要求に基づいて認識される信用減損の金額を算定する際の「シーリング」を設定すべきだと考えるか(例えば、企業の報告日から 3 年以内)。その場合、回答の根拠となるデータ又は理由を示していただきたい。

### 【コメント】

- (a) 同意するが、以下の点で反対する。

IASB の提案する期間配分アプローチは理論的であり、残存期間にわたる予想信用損失が確実に判明している場合には当該方法を否定すべきではないが、通常は見積りにはある程度の不確実性があると考えられる。このため、現行 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び

測定」モデルにおける減損認識に対する「Too little too late」の批判に応じる観点からフロアーの設定を行うことは、財務諸表利用者の期待に沿うものと考えられ、また過度な複雑性を持ち込むことにはならないとも考えられることから適切であると考え。

しかしながら、フロアーの期間を予見可能な期間とすることには反対する。予見可能な将来期間の損失の計上を求めることは、高度な信用リスク管理を行うことによってより予見能力の高めた企業がより多くの引当を求められるという不合理な結果をもたらす。また、(d)で記載のとおり、経済が不安定な場合には、より長期の予見は困難となると考えられる。例えば、サブプライム住宅ローン危機のような金融危機に際しては、非常に不確実な状況であったことから予見可能な期間は短くなり、したがって、フロアーによる引当金額は少なくなる結果となると想定されるが、これは直感に反する。これらの理由により、企業の予見能力に依拠し、検証困難な予見可能な将来期間を「12 か月以上」といったフロアーとして設定するのではなく、「12 か月」といった特定の期間の期待損失をフロアーとして設定すべきと考える。

(b) 同意しない。

本補足文書の適用対象はオープン・ポートフォリオである。オープン・ポートフォリオでは、絶えず資産の入替えが生じるため、特定の種類の資産グループが早期に損失が発生するパターンを有していたとしても、通常の状態であればオープン・ポートフォリオ中にはライフタイムの早期にあるものもあれば中期や後期にあるものもあり、当該資産グループが全体としてライフタイムのどこにいるのかということはあまり意味をなさない。さらに、オープン・ポートフォリオを前提とすると、早期に損失が発生するパターンの証拠があるかどうかを判断することは実務的に極めて困難である。

(d) 変化すると考える。経済が安定的であれば、現在の状況がより長期にわたって継続するという仮定の下で、より長期の予見が可能であるが、経済の変動が大きくなればなるほど、将来を予見することは困難となる。

## 割引率の使用に関する柔軟性

### 質問 11

両審議会は、割引後の金額の使用に係る柔軟性に関するコメントを求めている。特に、次の論点についてである。

- (a) B8 項(a)に示したアプローチを適用する際に、割引後の見積りと割引前の見積りのいずれかを使用することを認める柔軟性に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 割引後の予想損失金額を使用する際に、割引率の選択に柔軟性を認めることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 【コメント】

- (a) 期間比例配分の予想損失の算定においては割引前の見積りを使用すべきであり、比較可能性の観点からも、無条件に両者の割引後の見積りの選択適用を認めることは同意しない。

割引後の選択を認めるとすれば、割引後の見積りにおいては、期待損失は、測定日現在の元本を将来回収できない金額としてではなく、将来のすべての利息も含めた約定キャッシュ・フローを回収できない金額として見積られるべきと考える。そのようにしない場合、割引の適用は、割引を適用しない場合と比較して、期待損失総額を減じるだけであり、したがって引当金残高を減じる効果しかなく適切ではない。

なお、グッドブックに関する簡便的な取扱いであることに鑑みれば、割引の要否についてはあえて基準設定上要件を定める必要性に乏しく、割引率の決定手法について適切な開示及び継続適用を要求することで良いものとする。

- (b) 上記のとおり、割引後の見積りは認められるべきとは考えていない。その上で、提案されている B10 項の、割引率としてリスクフリー金利と実効金利との間のどれでも合理的な利率を使用することを企業に認めることには、比較可能性の観点から反対する。

## IASB と FASB が別々に開発したアプローチ

### 質問 12

償却原価で測定する金融資産のオープン・ポートフォリオについての IASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。この特定の IASB のアプローチを好まない場合、IASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、当該資産の存続期間にわたって予想信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

#### 【コメント】

共通の提案におけるフローアの要素は減損測定 of 枠組みにおける一種のノイズであり、収益認識を含めた理論的観点からは IASB のアプローチの方がより一貫していると考えられる。しかしながら、IASB 及び FASB はコンバージェンスをより重視し共通モデルの提案をしたものと考えており、両者のバランスは適度にとられており、あえて共通モデルの提案を否定するほどの積極的な根拠はないものと考えられる。

### 質問 13

この文書の範囲内の資産についての FASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。この特定の FASB のアプローチを好まない場合、FASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、予見可能な将来に発生すると予想されている信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

#### 【コメント】

ある期間の期待損失を常に一括して計上するという FASB のアプローチの考え方は、初日損失（Day one loss）の認識につながるものであり、信用を供与した期間にわたって収益を認識するというビジネスモデルと乖離し、理論的な根拠が希薄と考えられる。したがって、FASB のアプローチの方が共通モデルの提案よりも良いとは考えない。

## IASB のみの質問事項

### 金融資産の減損

#### 質問 14Z

実効金利の算定に予想信用損失を織り込んだ当初の IASB の提案とは対照的に、実効金利の算定は、予想損失についての考慮とは切り離すべきであるということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 【コメント】

同意する。

予想信用損失の実効金利への織り込みは、実務上の困難性を伴うため、費用対効果や適時開示を勘案すれば切り離すことは有益と考える。また、信用リスクの管理と利息収益の管理は通常は別々に行われているため、それらを会計上統合しても情報の有用性が高まることはさほど期待できないものとする。

### 範囲 ローン・コミットメント及び金融保証契約

#### 質問 15Z

純損益を通じて公正価値で会計処理するものでないすべてのローン・コミットメントは（IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号又は IAS 第 37 号のいずれの範囲内であろうと）本補足文書で提案している減損の要求事項の対象とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 【コメント】

減損の要求事項の対象としてよいと考える。与信管理はローン・コミットメントも含め検討されるためである。

#### 質問 16Z

要求事項案は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する場合に、運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

#### 【コメント】

運用可能と考えるが、本補足文書では明確なガイダンスがないため、最終基準化の際にはガイダンスの追加が望まれる。なお、IAS 第 39 号の適用指針 AG4 項を IFRS 第 9 号「金融商品」の適用指針にも記載すべきと考える。

## 表示

### 質問 17Z

提案されている表示の要求事項に同意するか。同意しない場合、代わりにどのような表示が良いと考えるか。その理由は何か。

#### 【コメント】

同意する。

ただし、ED では異なる表示を求める提案がなされており、このまま ED による原則的な方法と、本補足文書による例外的な方法の双方が最終基準化された場合、いずれの方法を採用するかによって同一企業内で異なる意味を有する数値が表示されたり、企業間の比較可能性が損なわれることから、単一の表示方法が規定されるべきである。本補足文書のモデルを採用した場合には ED の要求に従った表示は不可能である。

なお、減損損失の額について、減損損失の戻入額を含む純額として表示されるため、戻入額を内書き又は注記で表示することが望ましいと考える。

## 開示

### 質問 18Z

- (a) 提案されている開示要求に同意するか。同意しない場合、どの開示要求に反対なのか、その理由は何か。
- (b) 提案されている減損モデルについて他にどのような開示が良いと考えるか（提案されている開示への追加でも代替のものでも良い）。その理由は何か。

#### 【コメント】

(a) 同意する。

企業の信用リスク管理と会計処理の関係を、財務諸表作成者に過度に負担を強いることなく、適切に表していると考ええる。

(b) Z8 項では、期間按分法に基づく引当金額について、当期を含めた 5 会計年度に対する調整表の開示を提案しているが、財務諸表の開示対象期間と併せて 2 期間とする方が、実務上の負荷の観点からも望ましい。

また、Z9 項から Z12 項の予想損失の見積りに関する開示提案と、Z13 項から Z15 項の信用リスク管理に関する開示提案とのそれぞれに従った場合、開示内容が重複する部分があると思われるため、実務上の観点から例示を提供することが有用と考える。

## 質問 19Z

金融資産が2つのグループ間で振り替えられる場合に、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を振り替えるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、代わりに金融資産の予想信用損失のすべてを振り替える又は全く振り替えない方が良いと考えるか。

### 【コメント】

同意する。

バッドブックに振り替えるような債権については、振替が必要となった時点で予見可能期間と残存期間はおおむね一致しているものとするため、より妥当と考えられる振替金額は、提案されている金額にさらにフロアーの要素も考慮したものとする。しかしながら、これは実務的に煩雑であり、個別の金融資産について本来あるべき引当金残高は、予想信用損失の期間配分額であると考えれば、提案されている方法は理論的な観点と実務的観点のバランスを適度にとっていると思われる。

以 上